

## 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）について

（R7.3 改訂版：青字部分を変更）

### 1. 例外給付の考え方

要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の方（以下、「軽度者」という。）は、その状態像から見て使用が想定しにくいいため、原則として介護報酬が算定されない福祉用具がありますが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像（表 1）に該当される方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。（ただし、軽度者においてこれらの状態像に該当する方は、比較的少数であると考えられています。）

したがって、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについては、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、利用者の状態及び当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

「便利だから」「楽だから」で安易に福祉用具を導入すると、かえって自立阻害につながる場合がありますので、事前に次の①～④を検討したうえで位置付けてください。

- ① その福祉用具が日常生活を送るのに必要不可欠ですか？
- ② 使用頻度が著しく少なくないですか？（月に 2～3 回しか使用しないなど）
- ③ 他の福祉用具・道具・手段で代替できないですか？
- ④ 生活環境の見直しにより課題を解決することはできませんか？

### 2. 例外給付の対象となる要件

#### ①-1 直近の認定調査結果により、表 1の状態像が確認できる場合

⇒ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの実施を前提にケアマネジャーが必要性を判断し導入します。

- ・ 承認申請手続きは不要です。
- ・ 必要性を判断した理由をサービス担当者会議の要点等に記載してください。
- ・ 調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、組合より入手した調査票の写しについて、その内容（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付してください。

【基準省令解釈通知】

居宅介護支援：3 運営に関する基準

(8) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

⑳福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映

介護予防支援：4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(1)㉓介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映

①-2 **表1**基本調査の結果欄に「－」と表記されている場合

- ⇒ 主治の医師から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが必要性を判断し導入します。
- ・ 主治の医師から必要性が判断できる情報を入手してください。
  - ・ その他は上記①-1と同様です。

② 上記①に該当しない場合でも、**表2**の状態像に該当することが判断され、保険者が書面など確実な方法で確認することができる場合

- ⇒ **表2**の状態像のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、保険者が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断します。
- ・ **承認申請手続きが必要**です。

**3. 承認申請手続**

① 提出書類について

- ・ 例外給付承認申請書
  - ・ サービス担当者会議の要点
  - ・ 医師の医学的な所見が記載された書類
  - ・ 署名等済みの居宅サービス計画書
- ※ 暫定プランがある場合は暫定プランも提出してください。

② 「医師の医学的な所見」について

次のいずれかの方法で確認してください。ただし、福祉用具貸与前に主治医意見書、医師の診断書等書面で入手できないなど、理由がある場合は聴取のうえ、後日書面を提出してください。

- ・ 主治医意見書
- ・ 医師の診断書
- ・ 担当ケアマネジャーの医師への面接・電話・FAX等による聴取

#### 【医師の医学的な所見を確認する際の注意点】

医師は医学的見地から被保険者の状態を確認し、日常生活を送るうえでの助言を行うことはできますが、原則、具体的な福祉用具の導入に関して決定する役割を担う立場ではありません。

申請書において、医師から得る情報はあくまでも表 2 の状態であり、医師の立場からの導入を同意する趣旨の情報を求めているものではありませんので、十分に留意の上取り扱いをお願いします。

ただし、表 2 「Ⅲ 医師禁忌」のような場合は、医師の指示を仰ぐ必要があります。

#### 【聴取の場合の注意点】

医師への聞き取りを行った場合は、医師の氏名・医療機関名・聴取日・聴取方法（電話、面接等）・聴取内容をサービス担当者会議の要点等に記載してください。

#### 4. 承認手続の注意事項

- 福祉用具貸与開始の前に申請書を提出してください。
- 福祉用具貸与の開始は、保険者の決定通知書受領後に、お願いします。
- 承認期間は原則、受付日以降から、提出いただいたケアプランの長期目標期間終了日までです。
- 医師の医学的な所見の入手が遅れる場合又は認定申請中の場合は、事前に保険者へ連絡したうえで、提出する申請書の右上余白に「〇月〇日事前連絡済み」と記載するなど、事前に連絡していることがわかるようにしてください。
- 承認期間の更新、貸与品目・介護度・担当の介護支援事業所に変更がある場合は、申請が必要です。
- 承認期間の更新の手続きにおいて、介護度に変更がなく、初回申請時に添付した医師の所見に変更がない場合、医師の所見の聴取記録を添付することに代えることができます。

表 1

介護度	例外給付対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ（利用が想定される状態像）	認定調査の結果
要支援1 要支援2 要介護1	ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
		(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7【歩行】 「3できない」
		(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
	イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
		(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4【起き上がり】 「3できない」
		(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3【寝返り】 「3できない」
	エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1【意志の伝達】 「1調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2【毎日の日課を理解】 基本調査3-3【生年月日をいう】 基本調査3-4【短期記憶】 基本調査3-5【自分の名前をいう】 基本調査3-6【今の季節を理解】 基本調査3-7【場所の理解】 のいずれか「2できない」 又は 基本調査3-8【徘徊】 基本調査3-9【外出して戻れない】 基本調査4-1【被害的】 基本調査4-2【作話】 基本調査4-3【感情が不安定】 基本調査4-4【昼夜逆転】 基本調査4-5【同じ話をする】 基本調査4-6【大声を出す】 基本調査4-7【介護に抵抗】 基本調査4-8【落ち着きなし】 基本調査4-9【一人で出たがる】 基本調査4-10【収集癖】 基本調査4-11【モノや衣類を壊す】 基本調査4-12【ひどい物忘れ】 基本調査4-13【独り言・独り笑い】 基本調査4-14【自分勝手に行動する】 基本調査4-15【話がまとまらない】 のいずれか「1ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2【移動】 「4全介助」以外
	オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
(一) 日常的に立ち上がりが困難な者		基本調査1-8【立ち上がり】 「3できない」	
(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者		基本調査2-1【移乗】 「3一部介助」「4全介助」	
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—	
要介護2 要介護3	カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
		(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6【排便】 「4全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1【移乗】 「4全介助」	

表 2

I 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する		
例1	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起す現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト
例2	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト
II 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当することが確実に見込まれる		
例1	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト
III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当すると判断できる		
例1	重度のぜんそく発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	特殊寝台
例2	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	特殊寝台
例3	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。	特殊寝台
例4	脊髄損傷による下半身まひで、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。	床ずれ防止用具 体位変換器
例5	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。	移動用リフト

(H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当会議資料」より)

申請書の提出がなく、本組合から申請書提出の督促をするケースがあります。

貸与開始前に申請書を提出していただけないケースが散見される場合には、申請書提出日の属する月の前月末日以前の福祉用具貸与を認めないことも検討したいと考えております。この場合、利用者に全額自己負担をしていただくことにもなりかねませんので、くれぐれも、申請忘れのないよう、ご注意ください。